

じん肺管理区分等通知書

氏名

住所

年 月 日都道府県労働局長により、じん肺法（第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）第16条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。

		健康管理上留意すべき事項
じん肺管理区分	管理 1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管理 2	粉じんにさらされる程度を少なくすることが必要です。
	管理 3 イ	粉じんにさらされる程度を少なくすることが必要です。 場合によっては、粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理 3 ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理 4	療養が必要です。
合併症	() にかかっている。	療養が必要です。
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 職 事業者 氏名 ㊟ </p>		

備考

- 1 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。
- 2 「合併症」の欄は、合併症にかかっている場合に、()の中にその合併症の名称を記入すること。